

パブリックコメント手続 実施結果
「第3次ちがさき自転車プラン(自転車活用推進計画)(素案)」

1 募集期間 令和7年1月30日(木)～ 令和7年2月28日(金)

2 意見の件数・意見提出者数 63件・14人

3 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	0人	3人	1人	0人	2人	7人	1人

4 内容別の意見件数

	項目	件数
1	第3次ちがさき自転車プラン(素案)全体に関する意見、要望	6件
2	「イントロダクション」に関する意見	1件
3	「目指すまちの姿」に関する意見	1件
4	「方向性1 おもいやりの心づくり」に関する意見	21件
5	「方向性2 風を感じる空間づくり」に関する意見	13件
6	「方向性3 暮らしにとけこむ仕組みづくり」に関する意見	5件
7	「方向性4 まちの魅力に触れる仕掛けづくり」に関する意見	4件
8	「推進体制・評価」に関する意見	5件
9	パブリックコメント手続に関する意見、要望	4件
10	その他意見	3件
	合計	63件

5 意見への対応区分 ※「パブリックコメント手続に関する意見、要望」、「その他意見」として整理したものを除く。

対応区分	説明	件数
対応済み	すでに計画(素案)等に記載されているもの又はすでに対応しているもの	30件
参考	計画(素案)等への反映は困難であるが、今後、取組を推進する上で参考とするもの	26件
	合計	56件

6 条例、計画等の公表日(予定) 令和7年4月15日(火)

茅ヶ崎市都市部都市政策課交通計画担当
0467-81-7181(直通)
e-mail:toshiseisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市の考え方)

■計画全体に関する意見、要望(6件)

(意見 1)

■取組内容全般について

啓発、PR、周知、などの「言って聞かせる」ような打ち手や観念的な打ち手が多過ぎて、自転車利用の魅力自体を向上させる本質的な打ち手が乏し過ぎます。駐輪場増設など、魅力自体を向上させる打ち手に絞り込んで予算や人的リソースを見直すべきです。

(市の考え方)

自転車利用ルールの周知徹底や自転車の利用方法の提案などの周知のほか、需要に応じた駐輪場の整備や自転車走行空間の整備、公共交通との乗り継ぎ利便性の向上など、いただいたご意見も踏まえて魅力自体を向上させる取り組みを進めてまいります。

(意見 2)

私は 3 年半前に茅ヶ崎市へ移住し驚いたことの一つが、自転車の多さとその無法ぶりです。歩道を我が物顔で走行する、道路の逆走、横断歩道上の危険な走行、信号無視等々、歩行者の時、クルマを運転している時も自転車への恐怖が絶えません。そしてこうした違法行為を取り締まっている姿を目撃したこともありません。野放し状態です。

自転車活用推進計画の主旨、背景、効果効能、具体案に対し異論はありませんが、その大前提は自転車の法令遵守であるべきです。従って、4 つの方向性の一番目の「自転車利用ルールの周知徹底」は他の 3 つと並列ではなく上位概念とすべきです。表現もルールといった緩いものではなく法令遵守とすべきでしょう。

茅ヶ崎市が全国で模範となる「自転車活用都市」ナンバーワンとなることを目指して欲しいと思います。

(市の考え方)

自転車利用ルールの周知徹底と走行空間や駐輪場などの利用環境の整備につきましては、本プランで目指す自転車の活用を進めていくうえで、どちらも必要不可欠な要素であると考えています。そのため、方向性1を「自転車利用ルールの周知徹底」、方向性2を「走行空間・駐輪場の確保」とし、4つの方向性を並列として考えております。

一方、ご意見をいただいたように「自転車利用ルールの周知徹底」を望む声は多く寄せられおり、自転車利用ルールの周知徹底につきまして、必要な取り組みを拡充しながら引き続き進めてまいります。

なお、「自転車利用ルール」の表現につきましては、法令遵守だけではなく、マナーや乗り方なども含んでいることから「ルール」と表現しております。

(意見3)

(p12,16,18,27,28,38,54)

各ページのデータ・アンケート数値は重要な改善項目と思うが、以降に施策への具体的項目として表現されていない。改善目標が曖昧。

(市の考え方)

前プランの事後評価を実施し、課題点や改善点を踏まえたうえで、各施策に反映しているところであります。

改善目標につきましては、4つの方向性ごとの目指す姿を実現するための指標を設定し、市民アンケート結果等の定量的な評価や、取り組みなどの定性的な評価をもとに達成状況について評価を実施してまいります。

(意見4)

【本プラン推進・実行で市民生活の実感として安全・安心を認識できる形が見えない。】

策定の趣旨・計画の背景・目指す街の姿の内容は素晴らしい表現ですが大半で、具体的進め方が理解できない、行政として“自転車のまち茅ヶ崎”が第三次ちがさき自転車プラン完了時点の有り様が想像できるページが欲しい。特に茅ヶ崎の町の特性を理解しての改善策を市民が感じ取れる結果を期待します。

(市の考え方)

第3次ちがさき自転車プランにおいて、自転車を活用することで目指すまちの姿について、市民や事業者、市が共有することが重要と考えています。そのため、11ページには視覚的なイラストを活用し、目指す姿をより分かりやすく、具体的にイメージできるようにしています。

進め方につきましては、目指すまちの姿の実現に向けて4つの方向性を設定し、23ページ以降の取り組みを進めてまいります。また、施策のスケジュールにつきましては各施策のページに記載しております。取り組みを進めることで、みなさまに課題点の改善等を実感していただけよう努めてまいります。

(意見5)

(付記)現在国では第3次自転車活用推進計画の策定が行われようとしています。国の計画では自転車活用計画は5年毎に改定されます。国の方向性を見定めておかないと、市の計画は1周遅れのものになるのではと危惧いたします。

(市の考え方)

いただいたご意見のとおり計画期間内に国や県計画の改定が予想されます。そのため、国や県の動向を注視しながら取り組みを進めていくとともに、5年後に中間評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを図ってまいります。

(意見6)

令和5年7月1日から電動モビリティのうち一定の基準を満たすものについては、「特定小型原動機付自転車」と位置づけられ、運転免許不要等の新しい交通ルールが適用されています。

この特定小型・特例特定小型自転車についての考え方があっても良いと考えます。

特に、特例特定小型自転車が6km以下での歩道通行が認められている法改正があり、歩行者や交通弱者の安全のために自歩道の見直しが必要であると考えます。

(市の考え方)

特定小型・特例特定小型自転車につきましては、徒歩や自転車のように人の力を使って進むアクティブモビリティとは性質が異なるという理由から自転車プランには掲載しておりません。また、茅ヶ崎警察署との連携等の取り組みは、31ページ記載の「地域、関係団体との協働による啓発活動」の中で取り組むこととしております。

交通規制及び取締りにつきましては、警察署の管轄になりますので、いただいたご意見を茅ヶ崎警察署へ情報提供させていただくとともに、対応を検討するよう依頼してまいります。

■ 「イントロダクション」に関する意見(1件)

(意見7)

冒頭の「自転車に乗ってこんなにいい
この項目のあとに 一番重要なことで記載必須と思う
走行時の安全義務をうたう

良いことばかりでないことを冒頭でうたう

乗車時の心得

1.乗る前の自転車の点検(ブレーキの効き・タイヤ圧等)

2.ヘルメットの着用(自分の命を守るため)

3.交通ルールの厳守

4.自転車は、車と同じ凶器にもなる(安全運転義務)

5.違反者には罰則が科せられますよ！

(市の考え方)

いただいたご意見のとおり走行時の安全義務など自転車利用ルールにつきましても、周知していく必要性を認識しております。必要な取り組みを拡充しながら、引き続き取り組みを進めてまいります。

■ 「目指すまちの姿」に関する意見(1件)

(意見8)

目指すまちの姿 p11

茅ヶ崎のまちのイラストについて、134号線に沿ってサイクリング道路が描かれ、ロードバイクやシティバイクの絵が描かれています。あたかも自転車道のような描かれ方ですが、この通称サイクリング道路は道路交通法上では自転車・歩行者専用道路(自歩道)です。このイラストを見た人に誤解を与えるような描き方は止めるべきです。但し、将来的には自転車道にする構想があれば別です。その場合には歩行者の散歩道もイラストに入れるべきです。

(市の考え方)

掲載しているイラストは、「目指すまちの姿」のイメージを市民・市民団体、事業者のみなさまと共有するための抽象的な図であり、実際の形状や特徴を正確に反映しているものではありません。今回、自転車に関する計画という性質を踏まえて、歩行者としては自転車を押し歩きしている人を描いております。

■ 「方向性1 おもいやりの心づくり」に関する意見(21件)

(意見9)

本プランでは“おもいやり”が強調されていますが、ルール遵守が行われた上で、ルールでは細かく規定できない部分を“おもいやり”でカバーするのではないのでしょうか。間違ったメッセージを与えてしまうか心配です。

(市の考え方)

いただいたご意見も参考に間違ったメッセージが伝わらないよう努めてまいります。

(意見10)

安全面の課題について①

啓発よりも、茅ヶ崎警察と連携して取り締まりを強化することが市民の意識向上につながると思います。警察が一番ですが、リソース不足であれば年配のボランティアが交差点で見守りをしているだけでも危険運転の抑止力になるはずです。

(市の考え方)

茅ヶ崎警察署との連携等の取り組みは、31ページ記載の「地域、関係団体との協働による啓発活動」の中で取り組むこととしております。

自転車等の取締りにつきましては、警察署の管轄になりますので、いただいたご意見につきましては情報提供させていただくとともに、各地域におきまして活動されております関係団体とも、より一層の連携を図り、取り組んでまいります。

(意見 11)

(4)鉄砲道の自転車通行路によく車(工事関係車含む)が止まっていることがあります。どう考えたらよいのですか。

(意見 12)

監視員の創設とパトロール、違反者への罰則適用

(意見 13)

茅ヶ崎特有なものとしてサーボードのキャリアを付けた自転車をどのように位置付けるか。サイクリング道路は自歩道であるためここを通行できる自転車は普通自転車と決まっている。幅60cm、長さ190cm に入る自転車が普通自転車であるが、ビーチサイクルやサーフボードキャリアを付けた自転車は普通自転車に該当しない。

(市の考え方)

交通規制及び取締りにつきましては、警察署の管轄になりますので、いただきましたご意見につきましては情報提供させていただき、対応を検討するよう依頼してまいります。

(意見 14)

【自転車走行空間の整備】

私がこのたびの“第3次ちがさき自転車プラン”を拝見し、茅ヶ崎ライフスタイルの充実に期待する第一点は、私の妻が約 20 年前に近所の県道の歩行道にて、当時大学生のマウンテンバイクに撃突され、腰部骨折負傷し、今日に至も毎日激痛で安眠できない状況にありますが、斯様な歩道上での自転車安全マナーなどの充足を熱望しております。また私は地域ボランティア活動の一環として、小学校の登下校時の安全パトロール当番を経験中ですが、“おもいやりの心づくり”の深耕を切に期待します。

(市の考え方)

自転車利用ルールの周知徹底につきましては、29ページ記載の「すき間のない交通安全教育の実施」、31ページ記載の「地域、関係団体との協働による啓発活動」の中で取り組むこととしております。

自転車の乗り方のルール・マナーにつきましては、広報ちがさきをはじめ SNS による情報発信、市内の市営自転車駐車場や自転車販売店等へのポスター掲示など様々な広報媒体を通じて周知啓発を実施や、ライフステージに応じた交通安全教育を実施しているところです。

今後につきましては、引き続き、自転車等に対する交通安全教育について、引き続き、さまざまな広報媒体の活用により、より一層の周知徹底を図るとともに、関係機関、関係団体、民間事業者との連携により、交通事故防止とおもいやりの心づくりのための交通安全教育に取り組んでまいります。

(意見 15)

中学生の対外試合での自転車での移動が禁止になっています。その理由は移動時の安全が確保出来ないと言うことのようにです。この件については教育委員会マターということで教育委員会で対応されたと思いますが、中学生に危険であれば、大人でも危険ではないかと考えます。自転車の安全対策に、中学生の移動経路を重点項目に取り上げることをお願いします。

(市の考え方)

自転車の安全対策につきましては、29ページ記載の「すき間のない交通安全教育の実施」、31ページ記載の「地域、関係団体との協働による啓発活動」の中で取り組むこととしております。

本市の道路は狭く入りくんだいわゆる「生活道路」が約9割を占めており、事故発生箇所などの危険箇所を把握し、警察や道路管理者と連携しながらハード・ソフト両面での事故防止策を講じていく必要があります。

危険箇所の把握及び安全対策の取り組みの中で、いただいたご意見を参考にさせていただきます。

(意見16)

自転車利用ルールのDVDはあるが、個人では借りられない。図書館、公民館で気軽に見られるようになるとうい。市民集会・自治会の総会や定例会において(行政主導ではなく)自治会員が意識してDVD等を見る機会を設けると市民の意識が変わってくると思う。

(市の考え方)

DVD など動画を利用した受講機会の創出につきましては、29ページ記載の「すき間のない交通安全教室の実施」の中で取り組むこととしております。

本市におきましては、「交通安全啓発用 DVD の貸出」を行っており、市内在住、在勤、在学の方など、個人の方でも貸し出しが可能となっています。

また、市ホームページにおきまして、「交通安全教室の動画配信」として、交通安全教室のポイントをまとめた動画を配信しております。各団体の皆様による交通安全教室の実施や交通安全に関する勉強会等へのご活用のほか、個人の学習用としても是非ご活用ください。

(意見17)

安全対策課、広報プロモーション課にご提案しました。広報ちがさきに「自転車コラム」が書けるようなスペースを常設してほしい。「自転車ルール5原則」の冊子配布や単発の自転車ルール記事が掲載されましたが、みなさん記憶の中です。5原則も1つ1つ取り上げれば5カ月必要です。そこを見れば自転車に対する知識のアップデートができることを期待して。

(意見18)

特に異(疑)議はありません。ただ、

(1)自転車も自動車の運転手から見ると「一番危険運転が多い」と聞きます。自転車利用ルールの周知徹底になお一層のPR(啓発)をお願いします。

(意見19)

(2)R7 2月11日鉄砲道でスポーツ関係の少年の団体と思われる人々(大人、コーチ、父母含む)が歩道を多くの自転車で通行していました。歩道・車道・自転車道あり難しい件とは思いますが、どう考えたらよいですか。

(意見20)

(7)すべての道歩くのも自転車運転者も自動車運転も危険を感じる人が多いです。

(意見21)

(自転車利用ルールの周知徹底)逆走、無灯火、並走、信号無視、ながら運転(イヤホン等)が多く見られます。他の市と比較しても多い印象です。若年者を中心に取り組みを強化してください。

(意見22)

また、自転車が歩道を通行する際のマナー(歩道の中央から車道寄りの部分を通行する(道路交通法(63条4の2))が周知されていません。2023年度に市役所周辺の歩道(車道側)に「歩行者優先」のペイントが施されましたが、車道側の自転車通行は徹底されていません。「歩行者優先」の文言がミスリーディングであったと考えます。

(意見23)

重点施策に自転車利用ルールの周知徹底(資金、事業者、市など)

(拡充)隙間のない交通安全教育の実施

京急自動車学校を利用した交通安全教室、より実践に近い教育を

○(重点)自転車利用ルールの周知徹底(p25)が謳われていますが、これまでの取り組みp29ではほぼ小学生しかしていないことが読み取れます。隙間のない交通安全教育の実施が主要な取り組みになっていますが、今まで年齢での隙間のない交通安全教室が実施されてこなかったのではないのでしょうか。京急自動車学校を利用した交通安全教室は全年齢により実践に近い教育が出来るのではないかと考えます。

(意見24)

塾や予備校生の移動は自転車での場合が多いのですが、無灯火、右側通行、並列走行など法規違反が目につきます。そこで塾や予備校生が帰宅するときに先生方が一声“左側通行、歩行者優先、ライトの点灯”などと声をかける運動をおこなったら如何かと思います。

(意見25)

P29(重点)自転車利用ルールの周知徹底～

自転車利用者が守っていない交通ルールを重点的に周知啓発、教育を行う～について

・ イベント前に自転車の左側通行を知っているかお聞きするのですが1～2割の方が知らないことに驚きます。

→左側通行(キープレフトは自転車ルールの基本のキ)の周知の徹底をお願いしたい。

提案:小学校の授業で左側通行を知る、キープレフトプレート作りの実施

小学生には多くのルールを伝えるのではなく、ヘルメットの着用と左側通行の大切さを分かりやすく伝えることが大切です。

プレートを作ることで自分事として学べ、子供から親御さんにも伝わるのが期待されます。

自転車に乗り公道を走る範囲が広がる4年生になった時点で毎年授業で行えるのが望ましい。

(意見26)

・左側通行は知っているが具体的に生活道路での正しい通行の仕方がわからないと参加者からよく質問されます。

→茅ヶ崎市内の各地区の生活道路での正しい通行の仕方の映像を見られる仕組みを制作していただきたい。

(どう通行すればよいのか疑問に思ったとき検索して映像で確認できる)

提案:ヒヤリハットマップ、事故多発場所を検証し正しい通行の仕方を分かりやすく実映像を作成する。特に高校の通学路を中心に検証し、入学時にしっかり伝えることが望ましい。一般には、ネットHPにて公開する。

(意見27)

P25 おもいやりの心づくり (重点)自転車利用ルールの徹底

自転車利用者への利用ルールの周知義務徹底

具体的には、

- 1.左側通行の義務の徹底
- 2.歩行者優先と保護の啓発
- 3.歩道走行でのゆっくり走行(徐行)や安全確認義務

違反者への罰則適用特に罰則の用語を全体に記載する

(市の考え方)

自転車利用ルールの周知徹底につきましては、29ページ記載の「すき間のない交通安全教育の実施」、31ページ記載の「地域、関係団体との協働による啓発活動」の中で取り組むこととしております。

自転車の乗り方のルール・マナーにつきましては、広報ちがさきをはじめSNSによる情報発信、市内の市営自転車駐車場や自転車販売店等へのポスター掲示など様々な広報媒体を通じて周知啓発を実施しているところです。

さらには、ライフステージに応じた交通安全教育を実施する中で、自転車利用のルールについて、理解を深めていただいているところです。

今後につきましては、引き続き、自転車等に対する交通安全教育について、引き続き、さまざまな広報媒体の活用により、より一層の周知徹底を図るとともに、関係機関、関係団体、民間事業者との連携により、交通事故の発生件数が多い傾向となっている保護者や高齢者世代の方々への交通安全教育の強化に取り組んでまいります。

(意見 28)

- 2.事業者への利用者が購入時の保険加入促進や交通安全の指導啓発
事業者が利用者への研修会の開催

(市の考え方)

保険加入の促進につきましては、56ページ記載の「自転車の利用方法の提案による自転車利用促進など」、自転車利用者への研修につきましては29ページ記載の「すき間のない交通安全教育の実施」の中で取り組むこととしております。

現在、神奈川県自転車商協同組合と連携し、自転車を販売する店舗等におきまして、自転車のルールや保険加入についての周知啓発に取り組んでいるところです。

今後につきましても、引き続き、同組合と連携を図り、周知啓発に取り組んでまいります。

(意見29)

(5)左富士道、南湖道、一中道、雄三通り、ラチエン道他、自転車は何処を走行したらよいのですか。皆走れない、運転できない状態ではないでしょうか。

(市の考え方)

自転車の走行ルールにつきましては29ページ記載の「すき間のない交通安全教育の実施」の中で取り組む事としていますが、「自転車は車道が原則、歩道は例外のみ通行可」、「車道は左側を通行」及び「歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行」が原則となっており、走行する道路の交通標識に従って走行することとなります。

また、自転車の走行空間の確保につきましては40ページ記載の「自転車専用レーンや法定外路面標示を活用した自転車走行空間の確保」の中で取り組むこととしております。

■ 「方向性2 風を感じる空間づくり」に関する意見(13件)

(意見 30)

■安全面の課題について②

駅南側には南北に走る道路がサザン通り、高砂通り、雄三通り、一中通り、とありますが、いずれも狭すぎます。追い越しの自転車が道中央まで大きく膨らんで走ることが茶飯事で非常に危険です。サザン、高砂、雄三は(せめて休日や通勤通学時間帯だけでも)自動車は一方通行にしてはいかがでしょうか。もし時間指定なく定常的に一方通行にできれば、路肩付きの歩道を設ける幅もでき、歩行者も車両も安心して通行できるようになると思います。

(市の考え方)

道路空間の有効利用につきましては、42ページ記載の「既存道路の整備・改善(道路空間の再配分)」の中で取り組むこととしております。いただいたご意見も踏まえ検討してまいります。

(意見31)

市民相談課で私の提案をしました。道路に矢羽マーク、自転車マークのピクトグラムをプリントして欲しい。藤沢市は導入されており「左側通行」ともプリントされています。大通りだけでなく、住宅地内の市道にもプリントされている。できることから自転車利用ルールの再確認ができる機会をふやして欲しい。

(市の考え方)

矢羽根やピクトグラムなどの法定外路面標示につきましては、40ページ記載の「自転車専用レーンや法定外路面標示を活用した自転車走行空間の確保」の中で取り組むこととしております。いただいたご意見も踏まえ検討してまいります。

(意見 32)

(重点)自動車ドライバーへの啓発 p35

本市でも自転車専用通行帯(自転車レーン)や法定外路面表示(矢羽)が施行されています。法定外路面表示は自転車専用通行帯が施工出来ない幅員の道路に施されます。その意味は自動車にここは自転車も通ると意識させるものであり、自転車はこの部分を通ってもいいんだねと思える表示であると思います。本市で残念なのは矢羽が小さく、折角表示していてもあの狭さだと走るのが怖いと思ってしまうのではないのでしょうか。自転車レーンはそこを自転車以外は通れませんが、矢羽はその上を自動車に通ってもいいのです。自動車に自転車も通るからねと自動車に注意を促すものです。どうか矢羽をもっと大きく、自転車も安心して走れるようにして下さい。(p37の目指す姿のイラストでは矢羽の上を自転車が走っているイラストがあります。矢羽の上を走らなければいけないと示唆しています。狭い矢羽を大きな矢羽に変えることをお願いします)

(市の考え方)

矢羽根やピクトグラムの整備方法につきましては、40ページ記載の「自転車専用レーンや法定外路面標示を活用した自転車走行空間の確保」の中で取り組むこととしております。いただいたご意見も踏まえ検討してまいります。

イラストの矢羽根につきましては、比較的市民の方になじみがあると思われる形を一例として採用しております。この点をご理解いただけますと幸いです。

(意見 33)

(3)今サイクリングロード砂が留まっているところが多い。砂があるので別のロード(道)行って避けて下さいの掲示があるところもあります

(市の考え方)

サイクリングロードに堆積する砂の除去等の要望につきましては、神奈川県藤沢土木事務所なぎさ港湾課が維持管理者であるため、市民からの問い合わせがあった場合は、その内容を伝達するようしております。

(意見 34)

【利用しやすい駐輪場の確保】

市庁舎を訪問する際に、不便を感じることは駐輪場スペースの少なさであり、駐輪場との割合でもあまりに少ない。もっと自転車で来訪する人を大切にしてほしい。自転車の利用はクルマに比べ地球環境にやさしく、本人とっても健康維持の側面もある。駐輪場のスペースを現在の2倍以上に増やしてほしい。

(市の考え方)

茅ヶ崎市役所駐輪場につきまして、本庁舎西側駐輪場、分庁舎東側駐輪場を市役所やコミュニティホールへ用務のある方のために設置していますが、多くの方の利用で駐輪しづらい状況になっていることに対しご迷惑をおかけしています。

2025年1月茅ヶ崎市役所職員用駐輪場を新しく設置し、本庁舎西側駐輪場、分庁舎東側駐輪場から約25台分の駐輪台数を減らすことができました。

今後も市民の皆さまが利用しやすい環境整備を調査・研究しながら実施してまいります。

(意見35)

自転車の活用を促進していくためには、市営駐輪場のサービス改善は喫緊の課題ではないでしょうか。

1ヶ月単位の契約しかできない、
共恵駐輪場利用者は毎月 23 日、24 日に抽選申込みを対面で行う必要がある
共恵駐輪場利用者は毎月 23 日、24 日に幸町駐輪場受付に行く必要がある
抽選当選後、再度、幸町駐輪場受付に行き、現金にて支払う必要がある、

半年、年間単位の契約を可能にすることをご検討いただきたいです。
あるいは、ネット抽選を可にするなど、現在の時代遅れ、非効率な申込方法は早急に改善すべきと思います。受付のない共恵駐輪場を利用しているため、一層感じるのかもしれない。共働き、子どもの幼稚園、保育園の送迎などでただでさえ忙しい朝、夜に、毎月の抽選日を記憶しておかなければならず、普段と異なる場所に、わざわざ 2 度も行かなければならないストレスは相当なものです。DX や自転車利用を推進していくのであれば、まずは現状の課題認識をお願いしたいと思います。

(市の考え方)

市営駐輪場のサービス改善につきましては、6ページ記載の「利用しやすい駐輪場の整備・運営」の中で取り組むこととしております。いただいたご意見につきましては、公益財団法人茅ヶ崎市シルバー人材センターと共有させていただくとともに、今後、施設の再整備について検討を進める中で、施設利用者の利便性の向上に向けて取り組んでまいります。

(意見 36)

一方で北口ペDESTリアンデッキの下は歩行者が多いため、自転車走行を明確に禁止してください。

(意見 37)

最後に、p20「茅ヶ崎らしく”人と自転車を優先したまちづくり」を目指すなら、自歩道を歩行者専用に戻す施策や一方通行道路で「自転車を除く」という標識を取り除く方向性も打ち出して欲しい。

自歩道が認められるのは現在では歩道幅3m以上の歩道であり、また、自転車レーンのある道路で歩道が自歩道になっている歩道は歩行者専用道路に変えるようにとの警察庁からの通達があると思いますが。

(市の考え方)

交通規制及び取締りにつきましては、警察署の管轄になりますので、いただきましたご意見につきまして情報提供させていただき、対応を検討するよう依頼してまいります。

(意見38)

(自転車走行空間の整備)茅ヶ崎駅北口・南口を中心に都度利用の駐輪場を拡充してください。

(市の考え方)

需要に応じた駐輪場の整備につきましては、46 ページ記載の「利用しやすい駐輪場の整備・運営」の中で取り組むこととしております。今後、施設の再整備について検討を進める中で、人口推計等もしっかりととらえたうえで、施設の利便性向上に向けて取り組んでまいります。

(意見39)

(利用しやすい駐輪場の確保)子供乗せ自転車は幅を要します。従来の駐輪場のラック間隔では出し入れが困難であるため、規格を見直してください。

(市の考え方)

子ども乗せ自転車など多様化する自転車への対応につきましては、46ページ記載の「利用しやすい駐輪場の整備・運営」の中で取り組むこととしております。

いただいたご意見につきましては、今後、施設の再整備について検討を進める中で、施設利用者の利便性向上に向けて取り組んでまいります。

(意見 40)

P42 あたり

既存道路の整備

国道1号線は自転車を両側通行できるように道路を拡張するよう整備してほしい。

小さい子どもがいてベビーカーを押しているが歩道を右側通行してくる自転車が多くてとても怖い。

ルールを守るよう周知することが大事なのは分かるし、ルールは守るべきだが、啓発のみに留まらずルールを守って利用できるような環境を整備すべき。

現状国道1号線が自転車で横断できる箇所が少なく、かつ信号の待ち時間が異常に長く、またろくに摘発もされないせいか右側通行する自転車がとても多い。自転車がルールを守ることがあまり期待していないので、歩行者が安心できるよう、上記のような整備を希望する。

(市の考え方)

国道1号につきましては、横浜国道事務所湘南出張所が管理しておりますので、道路路管理者である横浜国道事務所湘南出張所へ御意見及び御要望をお伝えしてまいります。

(意見 41)

P43 自動車走行速度の抑制

ゾーン30での生活道路等の速度抑制策は令和24年7月23日の閣議決定で令和26年9月より最高速度表示のない道路で中央車線のない生活道路の法定速度を60キロから30キロに引き下げることになり、ゾーン30による速度規制は達成されると考えます。そこで駅周辺300mの中央市街地の速度を20キロに制限するゾーン20を提案・模索されたいかがかと思えます。“ひとに優しいまち、人と自転車、そして車が共存するまち茅ヶ崎。”

(市の考え方)

茅ヶ崎警察署との連携等の取り組みは、31ページ記載の「地域、関係団体との協働による啓発活動」の中で取り組むこととしております。

交通規制及び取締りにつきましては、警察署の管轄になりますので、いただいたご意見を茅ヶ崎警察署へ情報提供させていただくとともに、対応を検討するよう依頼してまいります。

(意見 42)

p43に言及あるゾーン30ですが、今すでにゾーン30プラスにアップグレードされています。このゾーン30プラスに書き換えた方がよろしいのではないのでしょうか。参考までに神奈川県警のホームページと国交相のホームページの必要箇所まとめたものを添付します。

(市の考え方)

茅ヶ崎市内のゾーン30の指定区域は今後もゾーン30として継続するためゾーン30という標記をしています。ハード整備を含めたゾーン30プラスの導入については、今後地域も含め、警察署と道路管理者とともに検討していきます。

■ 「方向性3 暮らしにとけこむ仕組みづくり」に関する意見(5件)

(意見43)

(6)湘南道路(136号を)最近自転車(昔は走ってた)あまり走っているのを見掛なくなりました。どうなっているのでしょうか。自転車も歩道をとか歩道拡張しての声もあります。

(市の考え方)

自転車利用ルールの周知徹底につきましては、29ページ記載の「すき間のない交通安全教育の実施」の中で取り組むこととしております。

いただいたご意見も踏まえて取り組みを進めてまいります。

(意見44)

(自転車利用機会の創出)茅ヶ崎市は古くからの区画を残し道が狭いことが特徴です。道路の幅員拡充をせずに通行量が増えることは混雑と事故の危険性を招くため、シェアサイクルの利用拡充に反対します。

(市の考え方)

シェアサイクルの利用促進は、市民のみなさまの日常生活での利便性を図るためにも必要な取り組みと考えております。一方、活用を進めていくにあたっては、いただいたご意見のとおり、自転車利用ルールの周知徹底や利用環境の整備を行っていくことは必要不可欠であると考えております。そのために、必要な取り組みを拡充しながら進めてまいります。

(意見45)

サイクルスポーツミュージアムの設置

- ・以前、宮田自転車の工場があった茅ヶ崎。
- ・自転車の利用率の高い茅ヶ崎。
- ・自転車の活用とさらなるにぎわいの創出

↓

楽しい自転車の世界のPR

「サイクルスポーツミュージアム」

過去・現在・未来

- ・夢ある建築設計、学芸員の配置(5か年計画)世界で一番のサイクルミュージアム
- ・波及効果大きい
- ・柳島スポーツ公園、道の駅ちがさき 近辺に整備→海側が良い

(例)やなぎ島小学校の南側、ゴルフ場の一部、旧グランド・テニスコート跡

事業として

- ・自転車とその世界に関する調査研究・収集・展示
 - ・アイデア自転車の募集・オリジナル自転車の開発
 - ・市民の自転車レース開催(子供から大人まで自由参加)
 - ※オランダの自転車都市との連携、姉妹都市等(アムステルダム等)
 - ※自転車競争世界大会の開催
 - ※市長自ら働きかける自転車製造メーカーのゆう致
- やりがいのある仕事。市民の賛同(支持)を得やすい。自分も働きたい。

(市の考え方)

自転車のPRにつきましては、いただいたご意見も参考に費用対効果を踏まえながら取り組みを検討してまいります。

(意見 46)

P59公共交通機関との連携

相模線でのサイクルトレインを検討されたら如何かと思います。県中央部からの誘客などで観光が期待されます。サイクルトレインであればママチャリやこども自転車でも電車に乗って相模原などから親子などを含め、サイクリストでない一般市民も利用できます。まず最初はイベント列車という形で考えてみたらと思います。

(市の考え方)

サイクルトレインなどの公共交通機関への自転車の持ち込みについては、59ページ記載の「公共交通との乗り継ぎ利便性の向上」の中で取り組むこととしております。いただいたご意見も踏まえ検討してまいります。

(意見 47)

P61 災害時における自転車の活用

災害時だけでなく、ロンドンでは救急自転車などもありました。自転車の利用範囲を狭めない。例えば、違法駐車のパトロールも車でなく、自転車で行うとか。この人たちは自転車交通ルールの模範者としての役割も期待されます。

(市の考え方)

いただいたご意見のとおり、自転車の活用に向けて、特定の方法に限定せず、利便性やメリットをPRしながら、さまざまな方法を検討してまいります。

■ 「方向性 4 まちの魅力に触れる仕掛けづくり」に関する意見(4件)

(意見48)

(8)市民も平塚市、藤沢市、逗子市、鎌倉、三浦、伊豆へ自転車でサイクリング(用件あり含む)に行く人も居ます。他市の人も茅ヶ崎に来たり、通過する人も居ます。そのことも加えて考えて下さい。

(市の考え方)

市民や市外からの来訪者のサイクルツーリズムにつきましては、68ページ記載の「サイクルツーリズムの推進」の中で取り組むこととしております。いただいたご意見も踏まえ取り組みを進めてまいります。

(意見49)

【茅ヶ崎市の生活道路の安全性の見直し】

私が本件“茅ヶ崎のライフスタイル”にあって、都市政策の基本理念方針の改正に期待する最大点は、茅ヶ崎の生活道路が自然発生的に形成されており、近隣のまちと比較しても歩行者と自動車、自転車との混交の安全性や利便性が低位にあり、今後のちがさき自転車推進委員会など施策の見直しが期待されます。

1 新規住宅地や自然環境豊かな山手地区や公園などにおける駐車場や交差点の設定ルールの整備に関連してサイクルツーリズムの推進

2 自然環境豊かな相模川河畔(寒川町も含む)などにサイクリングロードや貸出自転車店の設置

(市の考え方)

自転車関連施設の整備などサイクルツーリズムの推進につきましては、67ページ記載の「シェアサイクルなどの利用促進」、68ページ記載の「サイクルツーリズムの推進」、69ページ記載の「サイクルステーション設置の検討」の中で取り組むこととしております。いただいたご意見も踏まえ検討してまいります。

(意見50)

◎方向性4 まちの魅力に触れる仕掛け作り

○サイクルステーションの設置、

○自転車の故障などに対応できる自転車店などの案内。自転車119番

○サイクルラックの設置(ロードバイク。マウンテンバイク、ミニベロなど)

(市の考え方)

自転車関連施設の整備やサイクルステーションにつきましては、68ページ記載の「サイクルツーリズムの推進」、69ページ記載の「サイクルステーション設置の検討」の中で取り組むこととしております。いただいたご意見も踏まえ検討してまいります。

(意見51)

(「自転車のまち」のPR)(自転車を活用したにぎわいづくり) 上述の理由により、尚早と考えます。

(市の考え方)

自転車を単に移動手段としてとらえるのではなく、まちの魅力を発見したり、リフレッシュしたりと自転車に乗ること自体を楽しむ人を増やす取り組みとして「自転車のまち」のPR、「自転車を活用したにぎわいづくり」を位置づけており、目指すまちの姿の実現に向けては必要な取り組みと考えております。一方で、進めていくにあたり、自転車利用ルールの周知徹底や利用環境の整備を行っていくことは必要不可欠であると考えているため、必要な取り組みを拡充しながら進めてまいります。

■ 「推進体制・評価」に関する意見(5件)

(意見52)

(p72) ちがさき自転車プラン推進委員会の役割を明確にして、会議参加での発言のみでなく本計画推進メンバーとして各施策の責任を自覚しての活動を願いたい。施策ごとの施策推進グループを設け、専門性を高めて欲しい。特にこれまで曖昧で有った市民・市民団体の活動が重要と思うので、組織力が発揮できる体制化を期待する。

(市の考え方)

計画の推進にあたりましては、いただいたご意見も参考にちがさき自転車プラン推進を継続して開催し、その結果を受けて計画の取り組みや施策の見直し等を行っていきます。そして、市民・市民団体、事業者と協働・連携を図りながら施策を進めていきます。

(意見53)

P72 1 推進体制

自転車推進の体制整備として、現在の都市部都市政策課から予算を持っている建設部に(仮称)自転車推進課を設置する。他県や他市などで自転車政策が進展しているところは自転車政策を予算を持っている建設部とか土木部に置いています。道路の建設、改修などを行う部署に置く方が機動的にも動きやすいと考えます。

(意見54)

自転車のことに対しては全市の部局で対応するようにしてほしいと思います。交通政策課や自転車政策のような課の新設を要望します。

(意見55)

お願い：自転車利用率の高い茅ヶ崎！ぜひ自転車推進課を配置していただきたい。

(市の考え方)

推進にあたっては、いただいたご意見のとおり道路関係の部署をはじめ、交通安全、スポーツ、観光など様々な分野と連携していく必要があります。そのため、部局を超えて横断的に取り組みを進めてまいります。

(意見56)

(p74-77)

過去の自転車プラン成果評価について不明確だ、現在継続されている項目は、過去の22項目活動評価の結果と思うが、可能な限り数値化して欲して継続の意義を強調して欲しい。第三次プランの評価を可能な限り数値評価が出来る様な仕組みにしたい。

(市の考え方)

前プランの事後評価につきましては、ページ数が多くなっていることから資料編の一部に掲載し、全文については、別途ホームページに公表しているところです。

評価方法につきましては、市民アンケート結果等の定量的な評価や取り組みなどの定性的な評価をもとに達成状況について評価を実施してまいります。

■パブリックコメントの実施に関する意見(4件)

(意見57)

【当パブコメについてPR等について】

- ・概要版からはページの記入ができない。
- ・市情報コーナーに資料(概要版)が2部しかなかったり、ある公民館等で資料が置いていなかったり、理解していないこともありました。

(市の考え方)

概要版につきましては、どのページからでも自由に興味のある個所からご覧いただけるように、あえてページ数を記載しない形をとらせていただいております。ただ、そのためにご不便をおかけしてしまいましたら、申し訳ございません。

資料につきましても、市民のみなさまにご覧になりやすいように配架するとともに、不足した際には補充をするなど、多くのご意見をいただけるような環境整備に努めてまいります。

(意見58)

・パブリックコメント意見(等)の募集について

- ① ほとんど(多くの)パブコメ(パブリックコメント)の意見募集で、これまでいつも(ほとんどの件が)応募者が非常に少なかったと思う。パブリックコメントの意味(公意募集)(市民の意見募集)の意味からしてももっとPR(啓発、多くの情報発信)等をしたり、様々な(色々な)工夫をして欲しい。

(市の考え方)

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆さまからご意見をいただける重要な市民参加の機会であると認識しています。

パブリックコメント手続の実施にあたっては市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、メール配信サービス、X(旧 Twitter)、LINE、デジタルサイネージ(市役所本庁舎・分庁舎、そよら湘南茅ヶ崎)の活用に加え、広報掲示板及び公共施設への掲示、まちぢから協議会連絡会を通しての周知等、様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発しているところです。

パブリックコメント手続をはじめとした市民参加の方法の実施にあたっては、案件に応じて組み合わせることで実施することとしています。市民参加機会の充実を図るとともに、引き続き積極的な情報提供に取り組んでいきます。

(意見59)

- ② 上記と関連ありますが、市広報ちがさき情報欄に当パブコメ募集が記載されておりますが、多くの市民は見逃しと見落とし等してしまわないでしょうか。

(市の考え方)

広報紙作成にあたっては、多くの市政情報をより分かりやすく掲載するよう努めておりますが、紙面に限りがある中で、その号に掲載する記事の内容に応じて、掲載する欄や量を総合的に整理することで、より多くの市民の皆さまに認知いただけるよう工夫しております。

今後につきましても、それぞれの内容や媒体に応じたわかりやすい情報発信に努めてまいります。

(意見60)

- ③ パブコメの意味からしても(市民に)説明会開催するのが原則と思う。
- ④ 説明会(パブコメの)開催した(茅ヶ崎ゴルフ場等)パブコメはパブコメ等の説明会の参加者も多く、パブコメ応募者も非常に多かったと思う。

(市の考え方)

本パブリックコメント手続の実施にあたっては、説明会は実施しておりませんが、パブリックコメント手続の実施に先立ち、令和6年4月にオープンハウス(展示型の自由意見提案会)を実施し、市民の皆さまのご意見を幅広く伺いながら素案を作成してまいりました。

今後とも計画策定等の際には、説明会やパブリックコメントをはじめとした市民参加の方法を適切かつ効果的に実施してまいります。

■その他意見(3件)